

## 日の出町行政評価実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、日の出町の行政評価に関する基本的な事項を定めることにより、日の出町長期総合計画で設定した施策の着実な推進及び効率的かつ効果的な行財政運営を行い、もって住民サービスの向上を図ることを目的とする。

## (評価対象)

第2条 行政評価の対象は、毎年度策定する政策（基本目標）別主要事業計画で設定した事業（以下「主要事業」という。）とする。

## (評価の方法)

第3条 行政評価の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一次評価 主要事業を所管する課において、前年度の達成状況や課題を分析し、将来的な方向性を判断する。
- (2) 二次評価 一次評価の結果を受け、次条に規定する日の出町行政評価委員会が全庁的な視点で課題と方向性を判断する。
- (3) 事中評価 主要事業を所管する課において、当該年度の上半期における取組状況等について課題を把握し、改善策を検討する。

2 前項第2号の規定により評価した主要事業のうち必要なものについて、日の出町総合計画等審議会条例（昭和53年日の出町条例第15号）に基づく日の出町総合計画等審議会に対し意見を求めるものとする。

## (行政評価委員会)

第4条 評価の実施にあたり、日の出町行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 副町長
- (2) 町長部局の課長及び課長相当職
- (3) 教育委員会の課長及び課長相当職

3 委員会の委員長は、副町長の職にある者をもって充てる。

4 委員会の出席者は、副町長及び企画財政課長並びに副町長が次に掲げる課長及び課長相当職の中から選定した者とする。

- (1) 日の出町組織規則（昭和53年日の出町規則第11号）第6条第4項各号に掲げるグループの課長（企画財政課長を除く。）及び課長相当職 各1人
- (2) 教育委員会の課長及び課長相当職 1人

## (評価結果の報告)

第5条 委員会は、行政評価の結果を町長に報告するものとする。

## (評価結果の反映)

第6条 行政評価の結果は、政策及び施策展開の検討、予算編成、事務改善等に反映する。

(評価結果の公表)

第7条 行政評価の結果は、公表するものとする。

(庶務)

第8条 行政評価に関する事務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、行政評価の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。